

いせしませんぐう旅 ロゴ使用要綱

（目的）

第1条 この要綱は、いせしませんぐう旅実行委員会（以下「実行委員会」という。）が所有する「いせしませんぐう旅 ロゴ」（以下「ロゴ」という。）を、チラシ、ポスター、広報誌、ウェブサイト等の広報媒体に使用する際の手続等を定め、ロゴの適正な使用と「いせしませんぐう旅事業」（以下「本事業」という。）の認知拡大及び普及啓発を図ることを目的とする。

（使用対象媒体）

第2条 ロゴを使用できる媒体（以下「対象媒体」という。）は、本事業の認知拡大、PR またはイメージ向上に寄与する次に掲げる非営利目的の広報媒体等とする。

- （1）印刷物（チラシ、ポスター、パンフレット、広報誌、フリーペーパー等）
- （2）デジタル媒体（ウェブサイト、SNS、動画、電子看板等）
- （3）看板、のぼり、イベント用掲示物等
- （4）その他実行委員会事務局（以下「事務局」という。）が適当と認める広報媒体

2 販売を目的とする商品、サービス等のパッケージや本体へのロゴの使用については、別に定める「いせしませんぐう旅事業における『結び手』募集要綱」の規定によるものとする。

（使用料等）

第3条 ロゴの使用料および申請手数料は、無料とする。また、協賛金等の支払いは要しない。

（使用の申請及び承認）

第4条 ロゴを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ指定するウェブサイト上の申請フォーム（以下「オンライン申請フォーム」という。）から必要な事項を入力し、申請しなければならない。

2 事務局は、前項の規定による申請内容を確認し、適正と認めたときは、ロゴ画像データおよびロゴマニュアルのダウンロード用案内をもって使用の承認を行うものとする。

3 ロゴの使用期間は、本事業の実施期間（令和17年3月31日まで）とする。

（使用の制限）

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴを使用することができない。

- （1）本事業の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがあるとき。
- （2）特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公序良俗に反する目的で使用されるおそれがあるとき。
- （3）不当な利益を得るために使用されるおそれがあるとき。
- （4）自己の商標や銘柄等として独占的に使用されるおそれがあるとき。
- （5）その他、事務局が使用を不相当と認めるとき。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別に定める「いせしませんぐう旅 ロゴマニュアル」に従い、正しく表示すること。
- (2) 承認された使用目的及び媒体以外に使用しないこと。
- (3) ロゴの著作権を第三者に譲渡、転貸、又は権利の再許諾をしないこと。

(承認の取消等)

第7条 事務局は、使用者が前2条の規定に違反したと認めるときは、使用承認を取り消し、又は使用物件の回収もしくは変更を命ずることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ロゴの使用に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年8月24日から施行する。